

一般不妊治療費を助成します



【対象】

婚姻関係にある夫婦で、申請時に次のいずれにも該当する方

◇夫婦のいずれか一方が、王寺町の住民基本台帳に1年以上登録されている方

◇夫婦の前年の合計所得が730万円未満

※ただし、医療保険に加入している方で、町税を滞納していない方

【助成の対象費用】

産婦人科又は泌尿器科で支払った一般不妊治療の本人負担額

- ・医療保険の適用となる不妊治療
- ・医療保険が適用されない不妊治療。ただし、第三者からの精子・卵子又は胚の提供を受けて行う不妊治療、借り腹、代理母を除く
- ・治療の一環として行われる検査、不妊原因を調べる検査

【助成額・交付等】

本人負担の2分の1（50,000円を限度とします）

一旦、全額を自己負担し、保健センター窓口での申請により償還払いします。

※助成の申請・交付は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（日・祝の場合は前日まで）の間に1回限りです。治療をした月の属する年度内に申請してください。初めて申請をした年度から5年間助成します。やむを得ず3月31日までに申請ができない場合は、事前に保健センターまでご連絡ください。

【申請に必要なもの】

① 王寺町一般不妊治療受診等証明書

※一般不妊治療に係る領収書の原本を添付してください。コピーの提出も可能ですが、原本の提示が必要です。

② 法律上の婚姻の届け出をしている夫婦であることを証明する書類

※夫婦が別世帯である場合は、戸籍謄本が必要となります。

③ 住所を証明する書類

夫婦のいずれか一方が、王寺町の住民基本台帳に1年以上登録されている方が対象です。

④ 夫及び妻の前年の所得状況及び町税の納付を証明する書類

※1月1日の住民票が王寺町外の方は、課税証明書（児童手当用）が必要となります。1月1日の住所地で取寄せて提出してください。

※②～④は、⑤の同意書の提出により町で確認できる場合は省略できます。

⑤ 王寺町一般不妊治療費助成金交付に関する同意書

⑥ 王寺町一般不妊治療費助成金交付申請書兼請求書

⑦ 健康保険の被保険者であることを証明する保険証（夫婦共持参してください）

⑧ 通帳、印鑑（シャチハタ不可）

お問い合わせは、

保健センター TEL 33-5000 (9:00~17:15 土・日・祝除く)

—また、特定不妊治療費支援事業についてのお問い合わせは—

中和保健所 母子・保健対策係 TEL (0744) 48-3035 檀原市常磐町 605 番地の5